

# 中国子会社の余剰資金の還流(2)

Issue 23, August 2023

## In brief

1990年代以降、多くの日系企業が世界の工場と呼ばれる中国へその後に続く巨大な販売市場を見込んで進出してきました。設立から相当の時間が経過し、留保利益が累積している中国子会社もあろうかと思われます。近年の米中摩擦などに起因し、将来の経営環境はますます不確実なものとなり、日本本社が中国子会社から余剰資金の還流を検討しているケースも見受けられるようになってきました。

本ニュースレターでは、前号 [Issue22](#) に続き、中国子会社からの資金還流方法としての有償減資について、手続きの概要、税務上の取扱いおよび留意点などを解説します。

## In detail

### 1. 減資の手続きの概要

中国会社法は、減資に関して、債権者保護の観点から債権者への通知、新聞公告および変更登記といった所定の法定手続きを要求しています。また、中国国外へ有償にて減資する場合には、国外株主へ登録資本金額を払い戻すこととなるため、税務および外貨管理部門に対して、所定の手続きを実施する必要があります。以下、一般的に必要とされる手続きの概要となります。

手続き	備考
(1) 董事会または執行董事による減資案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>減資案には、減資金額、各株主の減資金額、減資方法、出資方法および出資日などが記載されます。</li> </ul>
(2) 株主会による決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>減資会社が有限責任会社である場合、株主会を招集し、株主の3分の2以上の議決をもって可決します。</li> </ul>
(3) 貸借対照表および財産リストの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの書類は、株主と債権者が会社の資産・負債の状況を把握するために減資会社によって作成されます。</li> </ul>
(4) 債権者への通知および新聞への公告	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社は、減資決議を行った日から10日以内に債権者へ通知書を送付し、かつ30日以内に新聞に公告しなければなりません。</li> </ul>
(5) 債務弁済または保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権者は、通知書を受領した場合には受領日から30日以内に、通知書を受領していない場合には新聞公告日から45日以内に、減資会社に対して債務の弁済または相当の保証を要求する権利を有します。</li> </ul>
(6) 市場監督管理局への変更登記の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>減資会社は、新聞公告日から45日を経てから市場監督管理局に対して減資の変更登記を申請することができます。その際、減資に関する新聞公告資料および債務弁済または債務保証状況に係る説明資料を提出しなければなりません。</li> </ul>
(7) 商務部門への変更届出の実施(必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>商務部門に対し減資の変更届出を実施します。</li> </ul>

(8) 税務局から、減資に係る納税証明書の取得(必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録資本金の範囲内での減資による国外送金の場合には、税務局から、対外送金のために納税証明書を取得する必要はありません。ただし、剩余金または積立金を取り崩した後に減資を実施する場合には、送金取り扱い銀行が、税務局から納税証明書を取得するよう依頼することがあります。</li> </ul>
(9) 口座開設銀行への国外送金の届出・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>多額な国外送金の場合、外貨管理局と個別に交渉することがあります。</li> </ul>

出所:「中華人民共和国会社法」(2018年改訂)

## 2. 有償減資に関する税務上の取扱いおよび留意点

「企業所得税の若干問題に関する公告」(国家税務総局公告 2011 年 34 号)に基づくと、中国税務上、有償減資は以下のとおりに取り扱われると考えられます。

- ① 中国子会社が有償減資を実施する場合には、日本本社へ払い戻される金額のうち、当初の払込資本額に相当する部分は、投下資本の回収として認識されるため、企業所得税は課されません。
- ② 日本国へ払い戻される金額のうち、払込資本額の減少額の比率(減資割合)をもって算定された未処分利益と利益積立金の一部の金額は、日本本社に対する利益配当とみなして、原則、企業所得税 10%が源泉徴収されます。
- ③ 払い戻される金額からみなし配当を控除した金額は持分譲渡対価とみなされ、それが日本本社における中国子会社に対する出資金額を上回る場合、その超過額は譲渡所得として、原則、企業所得税 10%が課されます。

また、税務実務において以下の点に留意する必要があります。

- 数少ない事例として、上記③の持分譲渡対価を、払い戻される金額ではなく減少する中国子会社の公正価値からみなし配当を控除して算定するよう要求する税務当局もあるようです。企業の公正価値が簿価純資産額を上回れば、譲渡所得は前述の算定結果に比べると、過大になります。これは税務規定に従った算定方法ではないため、税務当局と慎重に議論する必要があります。
- 中国子会社の複数の株主のうち特定の株主に対してのみ減資を行う場合、中国税務当局は、これを単なる減資ではなく株主間の出資比率変動を起因とした株主間の実質的な持分譲渡取引とみなす可能性があるため、留意が必要です。

## 3. 資本剩余金および利益積立金の取り崩し

前号 [Issue22](#) で解説したとおり、外貨管理規制上、国外株主への対外送金は登録資本金の減少金額の範囲内でのみ可能となります。原則として、資本剩余金を減少することによる対外送金は認められません。一方、資本剩余金が多額である場合、これを取り崩して日本本社へより多くの資金を還流したいと考えるかもしれません。実際のところ、資本剩余金の一部をいったん資本金に組み入れてから減資し、送金が認められた事例が見受けられます。しかしながら、当該手法を実現するためには、外貨管理規制の脱法行為とみなされないように事前調査などが必要となります。

また、利益積立金のうち準備基金や企業発展基金等の法定目的以外の取り崩しは、原則、認められません。しかしながら、その一部を本社に対する資金還流のために取り崩すことが例外的に認める可能性が考えられます。

これらの取り崩しについては、入念な準備、関連政府当局への事前確認や折衝などが必要となるため、計画段階から専門家へ相談することをお勧めします。

#### 4. 有償減資実行時におけるその他の留意点

有償減資は、登録資本金の範囲内の資金還流が可能であることから還流金額としての潜在的規模は大きく、また、現行法令は有償減資の要件として減資会社が黒字であることを要求していないため、理論上、欠損会社でも減資は実施可能であると考えられます。よって、有償減資は、余剰資金の還流に有効的手法の一つであるといえます。しかしながら、減資に対する現地政府部門の態度が消極的であることが多いため、減資を実施する際には事前確認や折衝が必要となります。さらに、以下の点にも留意する必要があります。

- ・ 欠損会社が有償減資を実施する場合には、現地政府部門から様々な質疑を受ける可能性があるため、減資の合理性に関する説明資料などを事前に準備しておく必要があります。
- ・ 国外株主へ有償減資を実施する場合には、国外送金に係る外貨管理局の承認および銀行内の処理の難易度が高く、送金の実施までに想定以上に時間を要するかもしれません。
- ・ 有償減資に必要な手続きとして、債権者への通知および新聞公告がなされることにより、中国子会社の関係者が、中国市場からの撤退の前兆と誤解する可能性があります。

---

#### The takeaway

---

中国の外貨管理規制は従来から厳格に運用されてきたため、余剰資金を還流できなかつたことが問題となっていた日系企業もあろうかと思われます。このような企業にとって、有償減資の実例が増えてきたことは、朗報といえます。しかしながら、有償減資には、税務、法務、外貨管理規制などのそれぞれの領域において、複数の留意事項が存在するため、有償減資の計画段階から専門家へ相談することをお勧めします。

---

#### Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー  
Email:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)  
[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白崎 亨

ディレクター  
佐々木 敏子

シニア マネージャー  
丁 琦忠

**PwC 中国**

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼  
[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

北京事務所  
パートナー  
山崎 学

上海事務所  
パートナー  
渕澤 高明

蘇州事務所  
シニア マネージャー  
松島 伸帆

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.